

米国総領事館によるビザ説明会 議事メモ

日時：平成 25 年 1 月 16 日（水） 14:00～16:00

場所：事務局 3 階 マルチメディア大ホール

プレゼンター：大阪・神戸米国総領事館 ニコラス・フィツァー副領事

査証課 高取朋子ビザ・アウトリーチコーディネーター

1 米国入国に関わる組織について

- ・米国に人を派遣するにあたってビザ発行担当と入国管理担当の行政官庁がある。

（ビザ発行担当）米国総領事館（国務省）

（入国管理担当）国土安全保障省※（DHS：the Department of Homeland Security）

※Immigration と CBP（Custom and Border Protection）の組織が合併

- ・ビザを発行するのは国務省だが、すべての学生の入国履歴等をコントロールしている SEVIS は国土安全保障省の管轄にある。よって、国務省がビザ発行を承認したとしても、国土安全保障省が拒否することもある。2つの部署が関わっている以上、ビザ発行手続き上でレスポンスの違いなどが生じる場合もある。

2 ビザ取得に関して

Q:アメリカビザを取るのは難しい？

Q:時間がかかる？

Q:面接は怖い？

Q:日本人でなければビザが発給されない？

Q:旅行代理店を利用しないとビザが発給されない？

上記の噂はすべて嘘！

- ・日本人が米国ビザを取るのはとても簡単で、90%以上の人は窓口で承認をもらい、97%の人は短時間で承認をもらえる。また、1週間以内にビザが日本人学生の手元に届くことが多い。しかし、研究者は承認されるまで時間がかかる人もいるので、最低1か月前、**余裕をもって2-3か月前**に申請手続きを始めて欲しい。

- ・面接官はある程度日本語を話せる。面接自体は1-2分で終わる。
- ・日本に滞在中の外国人でも米国総領事館でビザを取得することが出来る。
- ・申請書を英語で記入することに抵抗がなければ、個人でDS160のフォームを使いオンラインで申請する方が安い。オンラインでDS160を使う場合、派遣者自身または代理人が記入する。

3 ビザについて

- ・アメリカ総領事館でB1/B2のようなビザを取得したとしても、空港にいる国土安全保障省(DHS)のスタッフによる入国審査を行った結果、入国を認められず、そのまま強制送還されることもある。そういったケースは、入国拒否をするだけの相当な理由が必要であるため滅多にはないが、可能性はある。

- ・NAISTのプログラムに参加させるのであれば、NAISTが記載したプログラムの説明と参加証明書の手紙を学生に持たせる。特に、学生が何を勉強するのかを明記しなければいけない。

- ・本説明会では ESTA、F1、J1、B1/B2 の違いについて説明があった。

<ESTA>

- 2009年に日本はビザ免除プログラムに登録されたので、90日間以内の滞在であればビザは必要ないが、必ず ESTA に登録しなければならない。90日を過ぎてしまうとオーバーステイになるので注意が必要である。
- ビザ免除プログラムに適応するのはB1/B2のような短期商用・短期観光の目的のみの人に該当する。学校のプログラムに参加する人は該当しない。
- ビザ免除プログラムに参加していない国の留学生は90日以内であったとしてもビザをとらなければならない。
- 米国総領事館でもESTAについての質問に答えることは出来るが、ESTAを管理しているのは国務省でなく国土安全保障省である。
- 費用は14米国ドルで2年間有効。Approved, Denied, Pendingで結果がすぐにわかる。

<J1 ビザ (交換留学生ビザ) >

- アメリカ滞在の一番の目的が勉強、インターンシップ、トレーニングプログラム、ポストドクの研究、単位取得するための交換留学等はJ1を申請するべきである。客員教授として大学から招聘される場合や、文化的な交換留学などしている場合がある。特に、帰国することが前提であるようなプログラムであることが多い。
- F1ビザ(学生ビザ)とは違い、大学側が提供しているプログラムだけでなく、第三者の機関が関与している交換プログラムなどに使える。
- J1ビザ発行に必要なもの: SEVIS 支払い証明書、DS-2019Form (交換訪問者の資格証明)、銀行口座の残高証明書(日米可)、NAISTプログラムの説明と参加証明があれば尚良し
- J1ビザ保持者はtwo yearルール(その滞在期間の満了後2年以上アメリカ国外で生活しなければ、永住権またはH/Lビザを申請出来ない)が適用される場合があるので注意が必要。

<B1/B2 ビザ>

- 短期商用/短期滞在用であり、例えば学会、会議、シンポジウムに出席するなどに申請する。
- Invitation Letterのような学会のプログラム内容や、会議に参加することを証明するものがあれば提出する。
- 個人で研究することが目的で米国を源泉とする報酬を受けず、研究結果が米国機関の利益にならないと面接官に証明した場合のみB1ビザが適用される。

<F1 ビザ (学生ビザ) >

- 短期間であっても、米国の大学へ入学しクラスを取る場合はF1ビザが必要。
- F1ビザ発行に必要なもの: SEVIS 支払い証明書、I-20Form(米国の入学許可書)、銀行口座の残高証明書(日米可)、NAISTプログラムの説明と参加証明があれば尚良し
- I-20FormはESLスクールが発行することが多い。また、I-20Formを取得するためにはSEVISの支払い証明をビザ申請前に提出する必要がある。
- 勉学を中断してしまうと強制帰国になる場合がある。

※NAISTで行っている英語研修プログラムは1-2時間の講義を受けるだけのものがあるがどのビザにあてはまるのか？

→その講義が単位として反映されるのか、どんなプログラムなのかによってビザの種類が違う。

※（単位になるための論文を書く為等）研究目的で米国に入国する際に必要なビザは？

→研究やリサーチインターンシップ等は個人で行うことが難しいと判断され、F1ビザかJ1ビザになる可能性が高い。

※ ビザタイプにより SEVIS 料金が異なる為、DHS ウェブサイトで確認すること。また料金が変動することもある。

ビザの違いはとても複雑で判別するのが難しく、F1ビザかJ1ビザか分からない場合は、受入先の機関が SEVIS に連絡するように頼む。ビザのカテゴリーは受入先のプログラムによって決まるものであり、受入先が提供するプログラムの内容をどの Form (I-20、DS-2019 等) で作成するのかによってビザが決まる。正しいビザで入国手続きを行うことが何よりも大事である。

3 面接当日の流れ

・面接は5分程度で終わるが、もし書類の不備があれば、面接官の領事がメモを渡す。後日、書類を揃えて再度提出する。

・3日以内に結果が出ることが多いが、場合によって時間がかかる人もいる。

・受付、面接等含めて1時間以内に終わる場合もある。夏は混みやすいので、早めに手続きを始めるのが望ましい。

・日本人学生と留学生では面接に必要な書類が違う。

（日本人学生）パスポート、Letter from NAIST

（留学生）パスポート、ビザ、外国人登録書、Letter from NAIST(注1)

（注1）：Letter from NAIST は、プログラム概要と参加者名が記載されているもの。

留学生は母国の成績証明書等が必要である場合もあるが、後日提出で問題ない。

・面接する領事にとって、グループ面接は同じプログラムとして概要を把握し易いので、面接自体も短くなりスムーズになる。グループ面接の予約時に多めの人数を予約しておく方が良い（キャンセル可）。